横浜市教育委員会事務局教育長 伯井 美徳 様

並木地区小規模校再編検討委員会 委員長 増田 一行 (委員長印省略)

並木地区の小規模校の再編について(意見)

はじめに

当検討委員会は、横浜市教育委員会が策定した「横浜市立小・中学校の規模及び配置の 適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」に基づき、金沢区並木地区の小規 模校の再編について検討するため、昨年6月に設置されました。

平成16年6月16日より、小規模校再編に係る諸課題を検討し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 小規模校の再編計画案

(1) 再編に当たっての考え方

並木地区の児童の教育環境の維持・向上と効果的かつ効率的な学校経営を行うため、 小規模校化している並木地区の小学校再編統合についての教育委員会の提案に同意する。 ただし、この再編統合というのは、「吸収合併」ということではなく、これまで築き 上げてきた既存校の歴史を踏まえ、新たな学校を築いていくことである。

(2) 再編の実施方法

- ア 並木地区全体の学校の実情と今後の児童数・学級数の見通しからみて、小規模校化 している並木第二小学校及び並木第三小学校の2校を1校に再編統合することが適当 である。
- イ 統合後に使用する学校施設は、現在の並木第二小学校が適当と考える。
- ウ 再編統合の時期は、平成18年4月とする。
- エ 再編により、新たにスタートする学校にふさわしい教育環境を確保する観点からも、 再編統合校(現在の並木第二小学校の場所に整備)に必要な施設等、環境の整備に配 慮願いたい。

2 通学区域変更案

- (1) 通学区域は現在の並木第二小学校及び並木第三小学校の通学区域を一体とした区域 を統合校の通学区域とすることが望ましい。
- (2) 現在、富岡小学校に通学している児童の中で、国道16号線より並木地区側に位置する「富岡東四丁目、富岡東六丁目」の児童は、以前より通学安全等の理由から並木地区の学校への通学を望む声もあり、統合後の新校に受入の余裕があることから、該当区域の保護者並びに地域住民の意思を十分確認しながら調整を図って、通学区域の変更又は特別調整通学区域の設定について検討願いたい。

- (3) 中学校区については、次の取扱とするよう願いたい。
 - ・現在の並木第二小学校の通学区域は現行どおり「富岡東中学校」を通学区域とし、希望者は「並木中学校」を選択できる特別調整通学区域とする。
 - ・現在の並木第三小学校の通学区域は現行どおり「並木中学校」を通学区域とし、希望 者は「富岡東中学校」を選択できる特別調整通学区域とする。
 - ・特別調整通学区域の設定は、再編統合校の最初の卒業生が、中学校に進学する「平成 19年度から」とする。

3 統合校の学校名

統合校の名称は、「並木中央小学校」とすることが望ましい。

4 児童の安全に関すること

(1) 通学安全

並木地区は、閑静な住宅地で他地区と比較すると通学安全上の大きな問題はないものと考えられる。しかし、今後、統合後の通学区域の児童の登下校を想定したなかで、危険と思われる箇所があれば、信号機の設置や交通指導員等の配置を願いたい。

また、このほかに「双方の小学校」の学校関係者や地域の代表により、通学上の安全について引き続き検討し、必要があれば、土木事務所、警察署等の関係機関に申し入れを行うが、その際には、小規模校の再編統合という事情も配慮し、教育委員会、区役所等横浜市関係機関は、最大限の協力を願いたい。

(2) 校舎の耐震について

現在の並木第二小学校は、昭和55年の竣工で、昭和56年の耐震設計法の新基準前に竣工しており、保護者の中には、不安を感じている方もいる。このため、平成17年度中に、耐震補強を願いたい。

(3) 学校の安全について

並木第二小学校に設置されている門の中で「3箇所」の門が、他の学校に設置されている門より低い形状の門であるため、不審者の侵入等、安全面について懸念されることがあり、早急に改善すべきである。

5 統合により生じる土地・建物の活用に関する要望

検討委員会で意見が出された個々の要望については、別紙3として記載したが、このうち、特に、地域防災拠点は居住地の身近にあることが必要なことから、また、コミュニティハウスは、多くの区民に利用されており、地域に根ざした施設であることから、存続の方向で検討願いたい。

なお、跡利用の検討にあたっては、地域に検討組織を設置することとしたので、区役所には事務局を担当願いたい。また、必要に応じて市関係部局の協力を願いたい。

6 その他小規模校再編に当たっての要望

(1)教育内容の充実

ア 統合校では、並木地区の新しい学校にふさわしい「学校の特色づくり」を進めてい ただきたい。

イ 並木第三小学校では、およそ20年前から「マーチングクラブ」が活発に活動をして

おり、並木第二小学校の子供たちも統合後、一緒に活動したいという希望もあるので、マーチングクラブを指導する人材の確保も含めて、教育委員会は適切な支援を願いたい。

また、「海外の人との交流」「パソコン操作のマスター」「プレゼンテーション能力の開発」「子どもたちの体力強化」等の意見も踏まえて、教育内容の充実に取り組むとともに、これらについても教育委員会は、十分な支援を行うよう配慮願いたい。

(2) 新たな「並木中央小学校」の歴史を築くために

新たな「並木中央小学校」はこれまでの2校が築いた歴史を尊重し、できる限りこれを保存・記録されたい。加えて地域とともに歩む新たな歴史を築いていくことにより、地域住民や卒業生すべてが「故郷」と感じられるような、開かれた学校づくりを推進されたい。

7 特記事項

本検討委員会では、再編統合校の設置場所を並木第二小学校としたが、並木第二小学校の建物及び立地場所が、建築時期や地形・地質上の理由から「耐震上」並木第三小学校と比較して危険であり、並木第二小学校を再編統合場所とすることは、「不安である若しくは再検討すべき」との意見や要望が一部住民から寄せられている。

このことについて、本検討委員会は横浜市から専門家の意見を踏まえ、並木第二小学校の安全性については、並木第三小学校と比較して問題ないとの説明を受けたところであるが、もとより、本検討委員会は「再編統合について検討する組織」であり、建物・地形・地質の安全性について専門的に判断する機関ではない。

そこで、安全性については横浜市が行政としての責任を果した上で、再編統合について進めるよう願いたい。

8 まとめ

並木地区は、今回の再編統合を契機として「新たなまちづくり」を進めていこうと考えている。

また、横浜市は「『まち』とともに歩む学校づくり」をすすめているので、統合校で「生き生きと学び集う子ども」はもとより、保護者も含め、地域のより一層の協調体制を深めていきたい。

さらに転用される施設も加え、地域とのつながりを一層深め、今後のさらなる生活環境の充実に努めていきたい。横浜市においても地域住民との協働を推進し、並木地区がよりよい街となるよう、各種事業を推進されるよう要望する。

添付

別紙 1【並木地区小規模校再編検討委員会委員名簿】

別紙 2 【並木地区小規模校再編検討委員会等の検討経過】

別紙 3 【統合により生じる土地・建物の活用に関する要望】

別紙 4【新校の設置場所についての検討委員の意見等】

別紙 5【付帯文】(HP上省略)

- ・並木第二および第三小学校の立地場所の地形・地質的な環境および震災対策について
- ・並木第二・第三小学校の「地形・地質」の特性に伴う液状化についての見解
- ・並木第二・三小学校立地場所の液状化、およびそれに関係する若干の問題点 についての私見

並木地区小規模校再編検討委員会 委員名簿

	PEETWIKINGTHINGTY TO THE	女只有一
委 員	役 職 名	備考
委員長	金沢シーサイドタウン連合自治会会長 (並木一丁目第二住宅自治会会長)	
副委員長	並木第二小学校PTA会長	
副委員長	並木第三小学校PTA会長	
	並木一丁目第二団地第三住宅自治会会長	
	並木一丁目第二団地15街区自治会会長	
	センター自治会会長	
	さざなみ団地第一住宅自治会会長	
	ブラウンハイム自治会会長	
	18・23街区自治会会長	
	並木二丁目第一住宅 1 街区自治会会長	
	並木二丁目第二住宅2・4街区自治会会長	
	並木二丁目第五住宅自治会会長	
	並木二丁目第六街区自治会会長	
	並木二丁目3・7街区自治会会長	
	並木二丁目第九住宅9. 10. 11街区自治会副会長	
	並木二丁目12街区自治会会長	
	並木第二小学校PTA副会長	
	同 副会長	
	並木第三小学校PTA副会長	
	同 副会長	
	金沢シーサイドタウン地区 民生委員児童委員協議会会長	第2回委員会より
	金沢シーサイドタウン地区主任児童委員	第2回委員会より
	並木第二小学校学校長	
	同 副校長	
	並木第三小学校学校長	
	同 副校長	
	並木第一小学校学校長	
	並木第四小学校学校長	
	富岡東中学校学校長	
	並木中学校学校長	

並木地区小規模校再編検討委員会等の検討経過

「並木第二小学校・並木第三小学校における説明会」

並木第二小・並木第三小「合同保護者説明会」

1 横浜市の児童・生徒数の状況

2 小規模校で指摘されている問題点について

H16·4·22(木) 9:30~ 並木第二小学校 体育館

3 見直しの考え方と方策

→小規模校(小学校11学級以下・中学校8学級以下)が複数「近接している地域」につ いて学校統合を検討

- 4 並木第二小・並木第三小の小規模化の現状
- 5 検討の進め方
 - →小規模校再編検討委員会を設置し検討

両校PTA役員合同説明会

H16·5·24(月)

10:00~

1 アンケート結果の報告(並木第三小PTAより)

並木第三小学校 ミーティングルーム 2 アンケートで出された質問に対して回答(教委・学校計画課)

「並木地区小規模校再編検討委員会」

~第1回検討委員会~

H16·6·16(水) 19:00~ 並木第二小学校 図書室

*検討委員会について ①委員紹介 ②趣旨説明 →委員長は金沢シーサイドタウン連合自治会長

→副委員長は並木第二小学校PTA会長、並木第三小学校PTA会長とすることを決定 した。

議題

1 現状と課題

2 見直しの考え方と方策

〇地域の代表、PTA代表、学校関係者等で構成する「並木地区小規模校再編検討委員 会」で並木地区の小学校の再編統合について検討していくこととした。

~第2回検討委員会~

H16·7·16(金) 19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス * 新委員として地区民生委員児童委員協議会会長及び地区主任児童委員を追加した。

議題

再編の検討

「①学校統合による効果、②児童数と学級数の推移」について討議した。

~第3回検討委員会~

H16·9·8(水) 19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス

「1 再編統合した場合の児童数・学級数と通学区域の検討、2 新たな学校の魅力づくり、

3 再編統合の考え方(案)」について意見交換をした。

*3回にわたる検討結果と並木第三小学校PTAのアンケート結果でも統合替成が多数意 見であることを踏まえて、「並木第二小学校と並木第三小学校の統合を、全会一致で承 認した。

~第4回検討委員会~

H16·10·8(金)

19:00~

並未第三小学校

コミュニティハウス

議題

|1 再編統合の考え方(案)について

- ・<u>再編統合の時期を平成18年4月とすることを決定した。</u>また、統合の考え方は、両校を一旦閉校し、新たな学校を誕生させることであることを確認した。
- ・再編を契機に「並木地区」にふさわしい教育の特色づくりを進めることを確認した。
- ・富岡小学校と通学区域の調整をすること、及び統合後の中学校の通学区域について、 検討していくこととした。
- 2 今後の進め方について
 - ・統合校の設置場所や新学校名など、これからの再編統合の進め方について承認され た。
- 3 具体的検討事項
- ①統合校の設置場所について
 - ・統合対象両校の学校施設見学会を実施すべきとの意見が出され、実施することとした。
- ②新学校名について
 - ・子どもの意見や保護者・地域の意見を踏まえて決めていくこととした。



H16·11·6(土) 13:00~16:00 並木第二小学校 並木第三小学校 ○検討委員で両校施設を見学

○終了後意見交換→どちらの学校を使用すべきかについて各委員が11月16日までに意 見表明することとなった。

再編統合校の設置場所についての検討委員の意見

\rightarrow		並木第二小	並木第三小	どちらでもない	計
	人数	11	6	4	21

~第5回検討委員会~

H16·11·19(金) 「

19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス 議題

- 「1 再編統合校の設置場所、2 新学校名(選定方法)」について意見交換をした。
- 「3 並木地区らしい教育の特色」について、両校及び教育委員会から説明があった。
 - * <u>再編統合校の設置場所について、</u>両校の施設見学会を経て出された各委員の意見を 集約した結果に基づき討議した。耐震性等の専門的な問題があり、これらの点を考慮し た上で<u>次回、決定することになった。</u>

~第6回検討委員会~

H16·12·21(火) 19:00~

並木第三小学校コミュニティハウス

- | * 耐震補強等校舎の安全性について、建築局教育施設課から説明を受けた。 |議題
- 1 再編統合校の設置場所について
 - *「<u>再編場所の決定には時間をかけてほしい」等の意見が紹介され、話し合った結果、次</u> <u>回に設置場所を決定することになった。</u>

「並木第三小学校の保護者を対象とした説明会」

並木第三小「保護者説明会」

H17·1·16(日)

|並木第三小の保護者を対象とした説明会(PTA主催)

14:00~

並木第三小学校

子校 | これ

1 これまで行われた検討委員会の検討経過

体育館

2 質疑応答

「並木地区小規模校再編検討委員会」

~第7回検討委員会~

議題

1 再編統合校の設置場所について

H17・1・31(月) 19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス

再編統合校の設置場所を並木第二小学校に決定

投票結果 並木第二小 並木第三小 欠席 12 8 1

(※新校の設置場所は委員の投票の結果を踏まえ、並木第二小学校とすることに決定した。なお委員の中には、並木第三小学校が適当との投票があったことを付言する。)

- 2 新校名について
 - ・新校名はアンケートを実施して、これを参考にして決めることとした。

~第8回検討委員会~

*「並木二丁目住民有志の会」からの学校施設の安全性についての要望に対する、教育 委員会及び建築局の見解について検討した。

|議題

H17・2・25(金) 19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス

- 1 新学校名について(一回目のアンケート結果を報告)
- ・新校名の第1回アンケート結果の中から4校を選び、再度アンケートを実施することとなり次回、新学校名を決定することとした。
- 2 中学校区の通学区域について
- ・中学校の通学区域について意見をまとめた。
- 3 跡利用の要望について
- ・並木第三小学校の跡施設については、地域の財産として地域の中で生かしていくことを 前提に、議論していくこととした。

~第9回検討委員会~

議題

- 1 新学校名について
- ・新学校名はアンケート結果を尊重して、「並木中央小学校」に決定した。

H17·3·29(火) 19:00~ 並木第三小学校

コミュニティハウス

- 2 学校の特色づくりについて3 跡利用について
 - ・跡施設利用について、現在ある「地域防災拠点」「コミュニティハウス」の存続について多数の要望が出され、それを踏まえて意見交換した。
- *住民有志から出された「並木第二小及び並木第三小学校の立地場所の地形・地質的な環境及び震災対策について」の要望書に対する専門家の見解を求めることとした。

~第10回検討委員会~

H17・5・25(水) 19:00~ 並木第三小学校 コミュニティハウス *前回住民有志から出された「並木第二小及び並木第三小学校の立地場所の地形・地質的な環境及び震災対策について」の要望書に対して、事務局から専門家による「学校の地形・地質の特性に伴う液状化についての見解」について説明があった。本検討委員会では、専門的事項について判断できないため、専門家の見解を意見書に付帯することとした。

議題

- 1 跡利用検討委員会(仮称)について
- ・跡利用について、地域の代表で構成する「跡利用検討委員会」(仮称)を発足させることとしたが、発足前にメンバーの範囲を決めるため、準備会を開催することとした。
- 2 意見書について
 - ・意見書の内容を検討した。一部修正意見が出たため、意見書の再確認手続きを決めた。

【統合により生じる土地・建物の活用に関する要望】

- コミュニティハウスの存続
- 地域防災拠点としての維持・継続
- 給食室の地域開放
- 児童会館・保育園として活用

新校の設置場所についての検討委員の意見

	並木第二小学校	並木第三小学校
離立	・並木第二小の方が統合後の学区の中心に近い。	・並木第三小の方が校庭が広々とした感じがする。
· 地	・通学距離・通学時間をみても、並木第二小の方が、	・長浜公園の緑が見え、子どもの情操面から望ましい。
時面	バランスが取れていて良い。	・並木第二小は川のそばなので地震や台風、災害時
間・	・跡利用を考慮した場合、並木第三小は並木全体の	に不安。
等通	中心に位置し、スポーツセンター、長浜公園、ヴィア	・並木第三小の方が人の目が多い。
学	レ等の施設の近くにあって、地域の施設として活用	・校庭に圧迫感がなく、広々とした感じがする。
距	する場合に、立地的に優れている。	
	・最寄り駅に近い。	
	・トイレの洋式化が出来ている。	・耐震補強工事が必要ないから。
	・学校全体(教室・廊下等)が明るい。	・校舎からすぐに校庭に出られる。
	・耐震補強工事・内装のリフォームを行えば、充分使	・学校になにかあった場合、長浜公園に避難できる。
	用に耐える。	・雨天時も体育館やピロティでさまざまな活動ができる。
		・プールが広い。
		・トイレの個室数と水道の数が多い。
		・バルコニーがつながっていて防犯面で安心である。

などの意見が出された。 (平成17年1月31日開催の第7回検討委員会)

並木第二小学校の耐震面について

一部の地域住民より、並木第二小学校の耐震面を理由とする安全性について、不安を感じる等の要望書や意見書が検討委員会あてに届いた。

*横浜市建築局及び教育委員会事務局学校計画課より、並木第二小学校の耐震補強を行うことによって、並木第三小学校とほぼ同等の安全性である旨、説明があった。

並木第二小学校の「地形・地質」について

一部の地域住民より、並木第二小学校の地盤について、「地形・地質」面で問題ありとの意見書が届いた。

並木地区は埋立地であり、意見書で指摘のあった内容どおりであるならば、学校の統廃合という問題を通り越して、並木地区全体の問題となる。

横浜市まちづくり調整局より、専門家の見解について説明があり「並木第二小学校、並木第三小学校」とも液状化発生の可能性及び規模は同程度である旨、説明があったが、もとより本検討委員会は、専門的な見地で検討する組織ではないため、この件については行政が責任をもって対応するべきものと判断する。